平成 8月1日 - 平成 7月31日 から まで1年間

75歳以上の方へを移り上の方へをある方は 65歳以上

後期高齢者医療制度

保険証が更新

されます







(現役並みの所得のある方は3割) 自己負担の割合は1割 自己負担の割合は1割



更新の手続きはいりません

新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

発行:千葉県後期高齢者医療広域連合 1ct 043-216-5011 ホームページ http://www.kouiki-chiba.jp/